

新潟市地域公共交通会議西区分科会設置要領

(目的)

第1条 新潟市地域公共交通会議西区分科会（以下「分科会」という。）は、新潟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に必要な事項の処理にあたり、西区の実情に即した具体的な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 西区の実情に即した適切な乗合旅客運送の形態及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 分科会の運営方法その他分科会が必要と認める事項

(分科会の構成員)

第3条 分科会の委員は別表1に掲げる者とする。

- 2 分科会は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて関係者を招集し意見を聞くことができる。

(分科会の運営)

第4条 分科会に会長及び副会長をおく。

- 2 会長は新潟市西区政策企画課長を、副会長は国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局運輸企画専門官をもって充てる。
- 3 会長は分科会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。
- 5 会長は分科会の招集に際し、委員のうち当該協議事項に関係しないものについては出席を求めないものとする。
- 6 分科会は原則として公開とする。
- 7 分科会の庶務は、新潟市西区政策企画課において処理する。

(協議内容の報告)

第5条 分科会の会長は、協議内容について交通会議へ報告するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が分科会に諮り定める。

(附則)

この要領は平成19年1月18日から施行する。

(附則)

この要領の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この要領の一部改正は、平成20年1月17日から施行する。

別表 1

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局運輸企画専門官(輸送・監査担当)
新潟西警察署交通課長
<u>新潟市西区自治協議会会長</u>
坂井輪地区自治振興会長
中野小屋地区自治連絡協議会長
黒埼地区連合自治会長
<u>NPO法人 コミュニティバスを通す会会長</u>
新潟交通(株)担当部課長
<u>新潟市西区政策企画課長</u>
<u>新潟市西区建設課長</u>